

## 第4部 政府短期証券

	頁
20. 政府短期証券の名称別増減額 ……………(最近3年間) ……	65
21. 国庫短期証券の所有者別現在額 ……………(最近3年間) ……	65

## 20. 政府短期証券の名称別増減額(最近3年間)

年 度	区 分	総 額	財務省証券	財政融資 資金証券	外国為替 資金証券	石 油 証 券	原子力損害 賠償支援証券	食糧証券
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成30	発行額	251,067,000			246,093,300	4,658,700		315,000
	償還額	252,366,920			247,383,220	4,658,700		325,000
	年度末現在額	73,349,010	—	—	72,073,310	1,185,700	—	90,000
令和元	発行額	251,517,120			246,940,520	4,369,600		207,000
	償還額	250,447,310			245,866,710	4,380,600		200,000
	年度末現在額	74,418,820	—	—	73,147,120	1,174,700	—	97,000
2	発行額	406,426,500	15,399,400		386,024,100	4,687,000		316,000
	償還額	390,546,320	15,399,400		370,149,120	4,698,800		299,000
	年度末現在額	90,299,000	—	—	89,022,100	1,162,900	—	114,000

(備考) 各証券の計数は、発行根拠別の内訳であり、「財務省証券」とは、財政法第7条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「財政融資資金証券」とは、財政融資資金法第9条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「外国為替資金証券」とは、特別会計に関する法律第83条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「石油証券」とは、同法第94条第2項及び第95条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「原子力損害賠償支援証券」とは、同法第94条第4項及び第95条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「食糧証券」とは、同法第136条第1項及び第137条第1項の規定により発行された政府短期証券である。

21. 国庫短期証券の所有者別現在額  
(最近3年間)

所 有 者	番 号	平成30年度		令和元年度		2	
		金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
政 府	1	2,300	0.0	2,300	0.0	1,200	0.0
財 政 融 資 資 金	2	500	0.0	500	0.0		
国 債 整 理 基 金	3	1,800	0.0	1,800	0.0	1,200	0.0
金 融 機 関	4	18,241,769	18.7	13,335,415	13.6	64,007,846	36.9
日 本 銀 行	5	10,362,270	10.6	10,366,700	10.6	36,373,090	21.0
市 中 金 融 機 関	6	7,879,499	8.1	2,968,715	3.0	27,634,756	15.9
そ の 他	7	79,201,011	81.3	84,878,505	86.4	109,384,734	63.1
		(24,096,070)		(23,797,400)		(83,094,780)	
合 計	8	97,445,080	100.0	98,216,220	100.0	173,393,780	100.0

(備考) 合計の〔 〕内書は、割引短期国庫債券である。